

	<p>・出願から特許査定の際まで(ただし、拒絶理由通知を最初に受けた後を除く)</p>	<p>・最初の拒絶理由通知の指定期間内(ただし、右欄二つ目を除く)                  ・拒絶理由通知を受けた後の第48条の7(先行技術文献情報開示要件違反通知)の規定による通知の指定期間内</p>	<p>・最後の拒絶理由通知の指定期間内                  ・第50条の2の通知(既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知)を伴う拒絶理由通知の指定期間内                  ・拒絶査定不服審判の請求と同時に</p>
<p>補正可能な時期</p>	<p>【第17条の2第1項】特許出願人は、特許をすべき旨の査定の請求書の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第50条(拒絶理由通知)の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。</p>	<p>一 第50条(拒絶理由通知)(第159条第2項(拒絶査定不服審判)(第174条第2項(再審))において準用する場合を含む。)及び第163条第2項(前置審査)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定による通知(以下この条において「拒絶理由通知」という。)を最初に受けた場合(最初の拒絶理由通知)において、第50条の規定により指定された期間内にするとき。                  二 拒絶理由通知を受けた後第48条の7(先行技術文献情報開示要件違反通知)の規定による通知を受けた場合において、同条の規定により指定された期間内にするとき。</p>	<p>三 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知(最後の拒絶理由通知)に係る第50条の規定により指定された期間内にするとき。                  四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時にするとき。</p>
<p>新規事項追加</p>	<p>【第17条の2第3項】第1項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(…外国語書面出願にあつては、…明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた…外国語書面の翻訳文(誤訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)…に)記載した事項の範囲内においてしなければならない。</p>		
<p>発明の特別な技術的特徴を変更する補正(シフト補正)</p>	<p>—</p>	<p>【第17条の2第4項】前項(新規事項追加禁止)に規定するもののほか、第1項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、「その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができるものか否かについての判断が示された発明」と、「その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明」とが、「第37条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるように」しなければならない。</p>	
<p>目的外補正</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>【第17条の2第5項】前二項(新規事項追加禁止、シフト補正禁止)に規定するもののほか、第1項第一号(最初の拒絶理由通知指定期間内の補正)、第三号(最後の拒絶理由通知指定期間内の補正)及び第四号(拒絶査定不服審判請求時の補正)に掲げる場合(同項第一号(最初の拒絶理由通知指定期間内の補正)に掲げる場合にあつては、拒絶理由通知と併せて第50条の2(既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知)の規定による通知を受けた場合に限る。)]において特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。                  一 第36条第5項に規定する請求項の削除                  二 特許請求の範囲の減縮(第36条第5項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、「その補正前の当該請求項に記載された発明」と「その補正後の当該請求項に記載される発明」の「産業上の利用分野」及び「解決しようとする課題」が同一であるものに限る。)(限定的減縮)                  三 誤記の訂正                  四 明りようでない記載の釈明(拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。)</p>
<p>独立特許要件</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>【第17条の2第6項】第126条第7項(独立特許要件)の規定は、前項第二号(限定的減縮)の場合に準用する。</p>
<p>不適法な補正の取扱い</p>	<p>拒絶理由となる</p> <p>【第49条】審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。                  一 その特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正が第17条の2第3項(新規事項追加禁止(外国語書面出願にあつては翻訳文新規事項追加禁止))又は第4項(発明の特別な技術的特徴を変更する補正(シフト補正)の禁止)に規定する要件を満たしていないとき。                  二～四 省略                  五 前条(先行技術文献情報開示要件違反通知)の規定による通知をした場合であつて、その特許出願が明細書についての補正又は意見書の提出によつてもなお第36条第4項第二号(先行技術文献情報開示要件)に規定する要件を満たすこととならないとき。                  六 その特許出願が外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内でないとき。(原文新規事項追加禁止)                  七 省略                  【第50条】審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。                  ただし、第17条の2第1項第一号(最初の拒絶理由通知指定期間内の補正)又は第三号(最後の拒絶理由通知指定期間内の補正)に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて次条(既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知)の規定による通知をした場合に限る。)]において、第53条第1項の規定による却下の決定をするときは、この限りでない。</p>	<p>補正却下の対象となる</p> <p>&lt;審査&gt;                  【第53条第1項】第17条の2第1項第一号(最初の拒絶理由通知指定期間内の補正)又は第三号(最後の拒絶理由通知指定期間内の補正)に掲げる場合(同項第一号(最初の拒絶理由通知指定期間内の補正)に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて第50条の2(既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知)の規定による通知をした場合に限る。)]において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第17条の2第3項から第6項まで(新規事項追加禁止、シフト補正禁止、目的外補正禁止、独立特許要件)の規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の請求書の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。                  &lt;前置審査&gt;                  【第163条第1項】…第53条(補正の却下)…の規定は、前条(前置審査)の規定による審査に準用する。この場合において、第53条第1項中「第17条の2第1項第一号又は第三号」とあるのは「第17条の2第1項第一号、第三号又は第四号」と、「補正」とあるのは「補正(同項第一号又は第三号)に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。」と読み替えるものとする。                  【第164条第2項】審査官は、前項に規定する場合(前置審査で特許査定する場合)を除き、前条(第163条)第1項において準用する第53条第1項(補正の却下)の規定による却下の決定をしてはならない。                  &lt;審判&gt;                  【第159条第1項】第53条(補正の却下)の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第53条第1項中「第17条の2第1項第一号又は第三号」とあるのは「第17条の2第1項第一号、第三号又は第四号」と、「補正」とあるのは「補正(同項第一号又は第三号)に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。」と読み替えるものとする。</p>	